

神奈川県指令県総第1008号

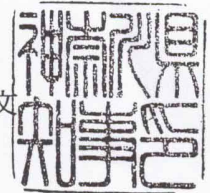
横浜市港北区

松田 千秋

平成15年12月25日付けで申請のありました特定非営利活動法人の設立については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第12条第1項の規定により認証します。

平成16年4月2日

神奈川県知事 松 沢 成 文



- 1 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 WE21 ジャパンこうほく
- 2 代表者の氏名  
松田 千秋
- 3 主たる事務所の所在地  
横浜市港北区大豆戸町60番地の1
- 4 定款に記載された目的

この法人は、地域における環境保全の推進を図るとともに、アジア各地域の人々の生活向上と自立に寄与することおよび地域住民の環境、人権、平和、協力等に関する国際的な意識の自覚を図ることを目的とする。この目的のため神奈川県横浜市港北区を中心に、資源のリユース・リサイクルを推進するとともに、アジア等における環境破壊、抑圧、性差別、戦禍、飢餓、貧困等により生存生活の困難にさらされている人々に対して、生活および自主的活動に関する物的・技術的支援と助成をすすめていく。